

首都圏中央連絡自動車道 新利根川橋(鋼上部工)東工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	工事工程表(概略工程表)	概略工程表ですと、新利根川橋-6および-8は令和5年9月中旬から現場スタートする工程となっております。それに対して下部工のP36～P41、P48～P53工事の工程では令和5年9月～12月の期間も施工期間に含まれております。P36,P48の橋脚上の沓座の施工は、この下部工の施工中に着手可能と考えてよろしいでしょうか。	P36、P48橋脚の工事着手可能時期につきましては、特記仕様書9-2Iに示しております。
2	単価項目15-(8)中央分離帯転落防止網特記仕様書P.23 21-7-1 中央分離帯転落防止網工	特記仕様書に、「既設構造物側の削孔にあたっては、事前に既設構造物鉄筋を調査し、鉄筋を損傷させないように行わなければならない。」と記載がございますが、これらの費用もこの単価項目に含まれていると考えてよろしいでしょうか。またこれらの既設構造物鉄筋の調査費については、共通仮設費の1-3-6技術管理費の積上計上に含まれる⑤構造物の非破壊試験(鉄筋かぶり確認試験)に要する費用として単価項目に計上されていますでしょうか。	特記仕様書21-7-1(2)支払いに示すとおり、既設鉄筋の調査、位置の決定等、中央分離帯転落防止網の施工に必要なすべての費用が含まれます。